

## ESSAY

## “不倫関係の果ての殺人事件”に思う

柏瀬宏隆

防衛医科大学精神科

私は精神科医である。この話は、癌病態治療研究とはなんら関係がない。最近判決が下った殺人事件に関する、それぞれの当事者の心中に思いをはせてみた私の感想であって、ごく気楽に読みおろしていただければ幸いである。(記事の内容は、東京新聞平成8年1月20日朝刊、およびフォーカス平成8年2月7日号によった。)

ご存知のかたも多いと思うが、事件の概要はつぎのようである。平成5年12月14日の早朝、東京都日野市で、大手電機メーカーの女性社員A(当時27歳)が、不倫関係にあった同僚男性社員B(当時34歳)の自宅に侵入し、ガソリンをまいて放火、男性Bの長男(当時6歳)と長女(当時1歳)とを焼死させたのであった。

そして、本年1月19日東京地裁八王子支部は、この被告Aに検察側の求刑どおり無期懲役の判決を下したのである。

まず、女性Aについて。Aは平成2年の夏頃からBと交際を始め、3年間に2度の妊娠中絶を経験している。Bには「妻と別れて君と結婚したい」とまで言われたという。しかし、平成5年夏に、Bの妻C(当時33歳)に関係が発覚、Bから一方的に別れ話を告げられ、しかも妻Cからは電話で「あなたは生きた子供を平気でおなかからかき出すような人だ」となじられてショックを受け、前述のような犯行に及んだということである。Aは、

国立大学出のいわばエリート女子社員であり、Aにとって男性Bは「はじめての、そして唯一の男性だった」という。

裁判長は「犯行は残虐、計画的で、損害も社会的影響も大きく、死刑は当然考慮される」としながらも、男性Bについての責任の重大さにも言及し、また「被告は十分反省しており、多くの嘆願書も出ている」などと情状面にも触れたが、判決は求刑どおりの無期懲役だったのである。

哀れを誘うのは、この判決を聞いていたときの被告Aの姿である。Aは、白いハンカチで涙をぬぐいながら聴き入っており、判決の主文が言い渡されると、重い判決に「わかりました」と消え入りそうな声で答えたという。記事を書いている新聞記者もこのAに同情的である。

傍聴していた一般の人たちもAに同情的であった。ある自営業の男性(54歳)は「判決を聞いて涙が出た。いい加減なことを言いつづけて彼女をここまで追い込んだ男が一番悪い。控訴すべきだ」。また、ある主婦(41歳)は「Aの背中を見ながら同世代の娘のことを考えた。帰宅したら、ろくでもない男性にひっかからないよう話して聞かせたい」と語っている。

「傍聴席は、毎回若いOLなどで満員。減刑嘆願書の署名も全国から2,000人以上集まった」そうである。

現在、拘置所のAは、写経の毎日であるという。

つぎは、男性Bについて。

Bは、2回法廷に立った。ところが彼は、結婚の約束はしていないと主張する。「不倫がばれたときは、気合いを入れるために奥さんに殴ってもらってからAのところに別れ話に出かけた」。「非常に優柔不断な感じで、傍聴席から失笑が漏れていた」。そして、ポソッと「Aに極刑を」と呟いたのだと言うのである。被告側の弁護士がBについていう。「子供を失った被害者の立場ではあるが、事件の原因を作った男性としての道義的責任を認識してほしかった。Bさんが、“自分にも責任があった”と言ってくれれば量刑にも影響があったんですが」。

つぎに、私が興味を抱いたのはBの妻のCの心情である。妻Cは、自我の強い、かなり勝ち気な人のようであり、家庭内や裁判過程ではこのCがリーダーシップをとっていたようである。BC夫婦は、被告Aに対し、子供の逸失利益や母親への慰謝料などとして1億1,300万円を求める民事訴訟を起こしたのであった。この妻Cは言う。「彼女には支払い能力がないといっても、金銭の問題じゃない。けじめをつけたいんです。世間が彼女のことを可哀想な女と言っても、わたしだけは許さない。わたしは、主人も子供も取られたんです」。この発言は強烈である。

さらに私が哀れを覚えたのは、被告Aの父親D（現在64歳）である。父親DにとってAは、エンジニアとして勤めはじめた自慢の娘であった。父親が娘AとBとの交際を知ったのは、事件が起きる半年前の夏である。Aが2度の妊娠中絶のあとBとの関係を清算し、精神的苦痛の慰謝料を求め、家庭裁判所に調停を申し立てたときであった。父親Dの、自分自身を責めるつぎの言葉はとても哀切である。「あのとき、私が娘を激しくとがめてや

ればよかった。しかられることで、娘の心にあったわだかまりが吹っ切れたはず。私の中途半端な気遣いが事件につながったのです」。父親Dは謝罪のために何度となくBC宅を訪ねたが、すべて門前払い。「検事からは、あまりしつこく来ると強要罪で起訴する、と言われた」と語る。やむを得ず、「せめてもの償いに」と300万円を送ったが、受け取ってもらえなかったという。そして逆に、前述のようにBC夫婦から1億円以上もの損害賠償を提訴されたのである。「やりきれない思いも感じますが、被害者が娘を許せないのは当然。なんの罪もない2人の子供の命を奪ったのですから…。一時は心中しようかとも思った。でもそれでは娘がかえってつらくなる。娘が出獄するころ、両親は老いて足手まといになるのかもしれないが、生きて待っていたい」と、静かに語っていたという。

さて、精神科医として私が興味を持った点は、被告Aについての精神鑑定である。Aの弁護士は、「被告は関係の清算を決断したが、事件までの半年間、自分自身を見失い判断力を欠いた」と精神鑑定の採用を求めたのだが、裁判長はこれを却下した。もし精神科医による精神鑑定をAが受けていたとすれば、「心因反応」とか“短絡反応”とかの診断を付されたことであろう。

問題は、犯行当時におけるAの精神状態である。夫婦のいない留守宅をねらって侵入し、ガソリンをまいて放火していることから、犯行は計画的と言われても仕方がない。

しかしながら、当時はかなり思い悩み思い詰めていて、理非善悪の判断力は失われていたのではなからうか。もちろん心神喪失ではないにしても、心神耗弱の可能性はまったくなかったかどうか。

本件で一番悲惨だった点は、Aの攻撃性が罪のない2人の子供に向いたことである。Aをなじった妻には2人の子供がいるのに対し、

A自身は2度も妊娠中絶をしていたことから、このような凶行に及んだのであろうか？

また、Aが男性Bに攻撃性を向けなかったのは、Bに未練があり、Bとの関係にまだ望みをつないでいたためなのであろうか？

さらに、自分をなじった妻Cに攻撃性が向かわなかったのは、気性の激しい奥さんであり、しかも自分のほうに不倫の関係という負い目があったためであろうか？

本件に私が胸打たれるのは、誰もが“被害者”であるという点である。それぞれの当事者の人柄や立場を考えると、その気持ちがよく理解できるのである。もちろん、2人の幼児を殺害したAは歴然とした加害者であり、安易には同情できないが、そこに至るまでのBとの関係とBの責任の重さ、さらに妻には2人の子供がいるという女性の嫉妬心などを考え合わせると、Aの現実検討を見失った思い詰めた心情も了解できるのである。

やはり、一番悪いのは男性Bであろう。しかし、このBも優柔不断で、女性には冷たく

できずに、深情けからズルズルと3年間もAと関係をつづけてきてしまったのであろうか。

私見を述べれば、妻CがAをなじった言葉「あなたは生きた子供を平気でおなかからかき出すような人だ」というのは、やはり言い過ぎではなかったか。別の言いかたがあったことであろう。また、裁判官の判決も求刑どおりというのは重すぎないであろうか。

現在、被告A側は控訴の手続きをとっているという。今後の裁判の成り行きが注目されるのである。

ところで、裁判文を読み上げた裁判長は、男性Bについて「妻子ある身ながら、未婚女性の被告にあたかも結婚する意思があるかのような甘言を繰り返し述べてもてあそび、被告人に決定的な衝撃、絶望感、孤独感を与えた」と、その責任の重大さに言及している。

本誌の妻子ある読者諸氏よ。裁判長のこの言葉をよく熟読されて、ゆめゆめ加害者にはなりませぬように。